

別表（第5条関係）

設計の基準

（1）土採取に係る土地開発事業以外のもの

区 分		設 計 の 基 準
1 森林	(1) 保全	ア 森林の伐採は、最小限に留めるよう設計及び施行するものとし、開発区域内に40パーセント以上の樹林地帯を保存すること。
		イ ゴルフ場のコースの造成に当たっては、コース間に約20メートル以上の樹林帯を保存すること。
	(2) 植樹	開発区域内の自然環境の保全及び植生の回復等を図るため積極的に植樹すること。
2 防災	(1) 切盛土	ア 事業の施行については、自然の景観を損なわないよう努めるとともに自然の保全に努めること。
		イ 土砂移動量（切土及び盛土の合計量）は、当該開発行為の目的実施のための必要最小限度とし、ゴルフ場に係る土地開発事業についての土砂移動量は、18ホールあたりおおむね250万立方メートルとする。
		ウ 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるとき又はがけ面が生ずるときは、安全な措置を講ずること。
		エ 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講ずること。
		オ 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置を講ずること。
	(2) 防災施設	開発区域内の造成に伴い利水若しくは排水に支障を及ぼし又は土砂の流出、出水等の被害を及ぼすことのないよう、水文資料、地質、地形等を勘案して別に定める設計基準により適切な防災ダム及び防災施設等を設置し、防災に万全を期すこと。
	(3) 防火施設	消火栓、防火水槽等を設置し、隣接地との間に防火樹の植栽又は防火帯を設けるなど火災の予防に十分配慮すること。
3 排水施設	(1) 設置	ア 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄されたものを含む。）を放流する場合、その放流先の排水能力に支障あるときは、当該開発区域内において一時雨水を貯留する調整池の設置又は河道改修を行うこと。
		イ 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、当該開発区域内の下水（雨水、処理された汚水等）を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。
		ウ 調整池の設置については、「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」によること。

	(2) 構造	<p>ア 排水施設は，堅固で耐久力を有する構造であること。</p> <p>イ 排水施設は，コンクリート，れんがその他の耐水性の材料で造り，かつ，漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。</p> <p>ウ 排水施設は，道路及び他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けられていること。</p>												
4 用水		<p>ア 用水は原則として公共水道を使用し，やむを得ず地下水又は表流水を使用する場合は，開発区域外の農耕用のかんがい用水及び水道用水等に支障のないよう安全揚水又は安全取水をすること。</p> <p>イ 水質は，水道法（昭和32年法律第177号）第4条に定める水質基準に合致したものであること。</p>												
5 擁壁	(1) 設置	<p>ア 開発区域内にがけ面があるとき又は切土若しくは盛土をした土地の部分にがけ面が生ずるときは，当該がけ面が擁壁で覆われていること。ただし，切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ若しくはがけの部分で，次の規定により，擁壁を要さない勾配の上限に，崩壊崩落の危険のないよう石張り，芝張り等の処置によりそのがけ面が保護されていること。</p> <table border="1" data-bbox="730 1055 1417 1440"> <thead> <tr> <th data-bbox="730 1055 1034 1167">土 質</th> <th data-bbox="1034 1055 1225 1167">擁壁を要しない勾配の上限</th> <th data-bbox="1225 1055 1417 1167">擁壁を要する勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="730 1167 1034 1245">軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td data-bbox="1034 1167 1225 1245">60度</td> <td data-bbox="1225 1167 1417 1245">80度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1245 1034 1285">風化の著しい岩</td> <td data-bbox="1034 1245 1225 1285">40度</td> <td data-bbox="1225 1245 1417 1285">50度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1285 1034 1440">砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土，その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1034 1285 1225 1440">35度</td> <td data-bbox="1225 1285 1417 1440">45度</td> </tr> </tbody> </table>	土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限	軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土，その他これらに類するもの	35度	45度
土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限												
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度												
風化の著しい岩	40度	50度												
砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土，その他これらに類するもの	35度	45度												
	(2) 構造	<p>ア 高さが2メートルを超える擁壁の構造は，鉄筋コンクリート造，無筋コンクリート造，間知石練積み造その他の練積み造であること。</p> <p>イ 擁壁は，壁面の面積3立方メートル以内ごとに1個の耐水材料を用いた水抜穴（内径7.5センチメートル以上）が設けられ，かつ，擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な部分には，砂利等の透水層が設けられていること。</p>												
	(3) 地表水の処理	<p>切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面の上端に続く地盤面は，特別の事情のない限り，そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が設けられていること。</p>												

6 道路	ア 開発区域の主要な道路と開発区域外の道路との取り付け道路（以下「取り付け道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定に準拠して建設すること。
	イ 取り付け道路は、開発区域外の平均車道幅員5.5メートル以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

(2) 土採取に係る土地開発事業

区 分		設 計 の 基 準												
1 掘削	(1) 採取工法	ア 採取工法は、通常「階段式工法」、「傾斜式工法」又は「平面式工法」で行い、いわゆる「エグリ掘り」は行わないこと。												
		イ 隣地との保安距離は、最小限度2メートル以上を残し、隣地に人家又は公共施設等がある場合は、土質及び地形を勘案して保安上必要な距離をとること。なお、擁壁等の堅固な建造物を設ける場合は、この限りでない。												
		ウ 採取途中の災害防止のため、極力「切り下げ方式」を採用すること。												
	(2) 最終法面	ア 最終法面は、極力階段を設けること。												
		イ 階段を設ける場合は、切土高5メートル以下で、階段幅は2メートル以上とすること。												
	(3) 深さ	掘削の深さは、掘削する場所の周辺の土地のうち最も低い部分よりも低くしないものとする。												
	(4) 切土の標準勾配	土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。 <table border="1" data-bbox="726 1299 1412 1646"> <thead> <tr> <th>土 質</th> <th>切土高5メートル以上の場合</th> <th>切土高5メートル未満の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td>60度</td> <td>70度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しいもの</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利, 真砂土, 粘土, その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table>	土 質	切土高5メートル以上の場合	切土高5メートル未満の場合	軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	70度	風化の著しいもの	40度	50度	砂利, 真砂土, 粘土, その他これらに類するもの	35度	45度
	土 質	切土高5メートル以上の場合	切土高5メートル未満の場合											
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	70度												
風化の著しいもの	40度	50度												
砂利, 真砂土, 粘土, その他これらに類するもの	35度	45度												
2 災害防止	(1) 崩壊防止対策	ア 地山の亀裂、陥没等の異常の有無及び含水、ゆう水の状態を絶えず監視するとともに、計画的採取に努めること。												
		イ 1日の作業終了時に、落石、倒木のおそれのある浮石や立木がある場合は、その日のうちに除去すること。												
		ウ 気象状態に絶えず留意し、気象状態の悪化が予想される場合は、作業の中止、危険個所の保全処置等適切な措置を講ずること。												

	(2) 土砂流出対策	採取中，集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土俵積・土盛堤・柵等の仮設工事を行い，完了後も土砂流出のおそれがある場合は，擁壁，堰堤その他これに代わり得る施設を築造し，土砂の流出に対処すること。
	(3) 排水施設	<p>ア 採取中，表水面によって法面が洗掘され，又は崩壊するおそれのある場合は，法肩に接する地山に法肩に沿って素掘側溝，コンクリートラフ等による排水溝を設置し，地山からの流水が法面に流れ込まないように処置すること。また，完了後は，法肩線又は小段に集排水施設を設け，縦排水溝，斜排水溝及びその接合点には集水桝等も考慮して円滑に排水すること。</p> <p>イ ゆう水によって法面が洗掘され，又は崩壊するおそれのある場合は，水抜きのための水平孔，盲渠等を設置してゆう水の排除措置を講ずること。</p>
	(4) 採取跡地の保全，利用	<p>ア 採取行為を完了し，又は廃止したときは，跡地の崩壊を防止するため法面には，保護工を施行すること。</p> <p>イ 採取跡地の利用計画は，周辺の環境と調和するよう配慮すること。また，採取しようとする土地が農地の場合は農地に復元すること。</p>
3 公害，保安対策	(1) 立入禁止柵	採取場内は，一般の立入りを禁じ，周囲は有刺鉄線柵，トタン塀，板塀等によって囲い，出入口には扉を設け，標識を付けること。
	(2) 騒音対策	始業，終業の時間を明確にし，騒音公害になるような早朝，深夜作業は行わないこと。
	(3) 粉じん対策	採取場からの粉じん，運搬路から生ずるホコリ等が周辺の生活環境を阻害しないよう散水，防じん材散布，運搬車両の洗い場を設置する等適切な措置をとること。
	(4) 交通対策	<p>ア 運搬車の公道への出入口等必要な個所には，交通整理員を配置し，安全上の配慮をすること。</p> <p>イ 積込場所において規定積載量を超えないよう留意するとともに，車両には必ず全面シートを装置し，路面を汚損したときは速やかに清掃すること。</p>
4 緑の保護と緑化対策		<p>ア 樹林のうち，景観上その他の見地から重要と思われるものについては，極力その全部又は一部の保存を図ること。</p> <p>イ 採取跡地の法面については，原則として緑化することとし，周辺の状況，掘削前の状態を考慮して次のとおり植樹，植草等を行うこと。</p> <p>(ア) 採取に当たり，山林の一部を伐採し，付近の景観を悪化させた場合は，植樹，植草を併用して行い，緑の復元を図るものとする。</p> <p>(イ) 前記以外の場合は，植草，種子吹付けを行うものとする。</p>